

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）及び内閣総理大臣から方針が示された学校の臨時休業の要請（同月27日）等を踏まえ、各地方公共団体において、大規模イベントの自粛や学校の臨時休業、施設の一時閉鎖など感染防止のための各種措置が講じられています。

職員の柔軟な勤務体制の確保については、令和2年2月27日付けで通知したところですが、これらの措置に伴い、当該事業に従事する職員について、一部の地方公共団体では、職員の業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させることとし、組織全体として必要な業務体制の確保を図る取組が見られます。

各地方公共団体におかれては、こうした事例も参考にしつつ、地域の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

<業務内容の変更等により柔軟に対応している事例>

- ・図書館の職員を平常時には十分でなかった書庫整理やウェブ貸出等に従事させる
- ・公民館の職員を住民の方々からの電話への応対や市民講座の企画検討等に従事させる
- ・学校の非常勤講師を次年度の授業準備、自主学習支援、自宅研修等に従事させる
- ・学校の給食調理員を施設の大規模清掃、学童保育支援、衛生管理研修等に従事させる

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第一係
電 話 03-5253-5542 (直通)